

2005年非常事態令のポイント

第1条　名称

第2条　施行日

第3条　旧法の廃止

第4条　定義

第5条　非常事態の宣言および期間

- 非常事態宣言

- ・ 首相は、閣議の承認を得た後に非常事態を宣言
- ・ 閣議の承認が得られない場合は、首相が即座に非常事態を宣言し、3日以内に閣議の承認を得る。
- ・ 3日以内に閣議の承認を得られない場合は、上記非常事態宣言は無効に。

- 非常事態の期間

- ・ 非常事態権限は宣言から3カ月を超えない期間のみ発生。
- ・ 3カ月を超える必要がある場合は、閣僚委員会の承認を得た後に、毎回3カ月を超えない期間ずつ延長が可能。

- 非常事態の取り消し

- ・ 非常事態の収束、閣僚委員会の不同意、延長期間の終了があった場合は、首相が非常事態の取り消しを宣言。

第6条　非常事態委員会の組織

- 構成員：

- ・ 委員長：副首相
- ・ 副委員長：防衛大臣、内務大臣、法務大臣
- ・ 委員：防衛省事務次官、内務省事務次官、社会開発・安全保障省事務次官、法務省事務次官、国家安全評議会事務局長、司法長官、軍最高司令官、陸軍・海軍・空軍総司令官、警察庁長官、地方自治体管理局長、災害防止軽減局長
- ・ 委員および事務局：国家安全評議会

- 権限

- ・ 非常事態（第5条）、重大事態（第11条）の宣言を行うことの判断に資する国内・国際情勢の監視・評価
- ・ 非常事態令に基づく適切な措置の実施

第7条 非常事態下における省庁等の権限

- 省庁等の権限の首相への一時的移譲
 - ・ 初認可、指示、命令などの発布や緊急事態の防止、救済、復興、人々の生活の支援にかかる大臣、個別省庁の権限および義務については、一時的に首相に移譲。かかる権限移譲については、閣僚委員会の出す布告によるものとする。
- 実施権限を持つ担当官の指名
 - ・ 首相は、非常事態令に基づく義務を果たすため、担当官を指名し、担当官は首相の持つ権限・義務を行使する役割を果たす。
 - ・ 担当官を省庁・警察・軍から選任する場合は、局長、警察本部長、司令官もしくは同等の権限を有するものから選定され、かかる担当官は、チーフ・オフィシャルとして特定分野・地域の非常事態を救済する権限を持つ。
- 首相の代理
 - ・ 首相は副首相、1名もしくは複数の大臣に自身の持つ権限の執行を委ねられる。

第8条 担当官の補助

- ・ 首相もしくは指名された大臣は、機能の行使のため、特定の人間もしくはグループをアドバイザー・補助として指名することができる。

第9条 規制の発動

- 首相は、非常事態からの救済、解決、状況の悪化を防ぐため、以下の規制を発動する権限を有する。
 - ・ 特定時間帯における外出の禁止
 - ・ 集会および不安定化をもたらすような行為の禁止
 - ・ 不安をあおるような表現、報道の禁止
 - ・ 道路・車両の使用の禁止もしくは制限
 - ・ 建物の利用、進入、滞留の禁止
 - ・ 特定地域への住民の避難指示、特定地域への進入の禁止
- なお、上記の権限については、人々の生活に不必要的障害を与えないよう、適宜時間帯やそれぞれの内容に条件を与えることとされている。

第10条 規制発動権の代理

- 首相は、第7条4項に従い、第9条で規定する規制の発動をチーフ・オフィシャルに代理させることができる。

第11条 重大事態

- 非常事態がテロ、軍事力の使用、人命・財産への危害等をもたらし、それを解決するため効率的かつ時宜を得た行動をする必要性がある場合、閣僚委員会の承認を得る形で、首相は重大事態を宣言し、第5条および第6条の該当部分が適用される。
- 第1項に基づき重大事態が宣言される場合、第9条、第10条で定める措置に加え、首相は以下の権限を授権される。
 - 緊急事態を引き起こし、扇動し、拡散し、支援し、もしくはそれら情報を秘匿する嫌疑がある者を逮捕・拘束する権限を担当官に与える通達の発出
 - 該当者を召喚し、非常事態に関する口述、資料、証拠の提出を命じる権限を担当官に与える通達の発出
 - 武器・物品・消費財・化学品・その他、活動を実施し支援する目的で使われる嫌疑がある物品を差し押さえる権限を担当官に与える通達の発出
 - 重大事態を早急に終了させる目的での建物・構造物その他障害物の検査・撤去・取り壊しを行う令状を発出する権限を担当官に与える通達の発出
 - 手紙、書籍、印刷物、電送物、電話連絡等の内容を検査し、また重大事象を防ぎ、終了させるために人との接触、連絡を行う行為の停止を命じる権限を担当官に与える通達の発出
 - 国家・人民の安全保持のために必要な範囲における、該当行為および行為を行う指示を出すことを禁じる通達の発出
 - 国家の安全に影響を与えると信じるに足る理由がある場合につき、タイ国外への退去を禁じる命令を出す権利を担当官に与える通達の発出
 - 非常事態を引き起こす支援を行ったと信じるに足る理由がある場合につき、タイ国外への外国人の退去を命じる権利を担当官に与える通達の発出
 - 武器、物品、医療品、消費財、化学品、その他の機器の購入・販売・使用・保有につき、担当官に通知もしくは担当官の許可を得ることを定める通達の発出
 - 重大事態を終了させ、対応するような行政官・警察官を支援するための武器の使用の命令

第1項に定める重大事態が終了した際は、首相は本条項に基づく通達を無効にするための通達を発出しなければならない。

第12条 重大事態下における逮捕・拘束行為

第13条 情報通信機器の利用範囲に関する通達

第14条 規制、通達、その他命令の掲載

- 第5条、7条、8条、9条、11条、15条にかかる規制、通達、その他の命令については発効時に官報にも掲載するものとする。

第15条 担当官の権限

第16条 規制、通達、その他命令の行政裁判所およびその手続きからの除外

第17条 担当官の民事、刑事、懲戒責任からの除外

第18条 罰則規定

- 第9条、10条、11条、13条にかかる規制、通達、その他の命令に違反する者は、2年以下の懲役、4万バーツ以下の罰金、もしくはその両方が課される。

第19条 首相による非常事態令の執行

以上